

## 宮城県公報

宮城県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

## 規則

ページ

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(デジタルみやぎ推進課)

○建築士法施行細則の一部を改正する規則

(建築宅地課)

## 告示

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

(障害福祉課)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(同)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

(同)

○農用地利用配分計画の認可

(農業振興課)

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(五件)

(都市計画課)

○市街地再開発組合の事業計画変更の認可

(同)

○開発行為に関する工事の完了(二件)

(建築宅地課)

## 告示

○宮城県規則第五号

(建築宅地課)

## 規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年二月十七日

宮城県規則第五号

宮城県知事 村井嘉浩

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則(平成二十七年宮城県規則第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「出入り」の下に「並びに行政庁舎内の会議室の鍵の接受」を加え、同条に次の一号を加える。

三 庁用自動車管理規則(昭和四十三年宮城県規則第六十五号)第二条第五号に規定する庁用自動車及び県が賃借する自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。)の鍵の接受に際しての本人確認の事務

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年二月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第六号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和二十七年宮城県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「正面、上半身、無帽」を「無帽、正面」に改める。

第十四条第一項第三号中「撮影した正面、上半身、無帽の」を、「脱帽して正面から撮影した」に改める。

## 附則

この規則は、令和五年二月二十八日から施行する。

## 告示

○宮城県告示第八十四号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和五年二月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

事業所番号	〇四五〇七〇〇五五四
事業所の名称及び所在地	こぼんはうすさくら名取市飯野坂一―一
指定障害福祉サービスの種類	児童発達支援・放課後等デイサービス
設置者名	株式会社丸福山田屋
指定年月日	令和五年二月一日

○宮城県告示第八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和五年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二二二〇三四六
事業所の名称及び所在地	tree 柴田郡川崎町大字前川字裏丁五七番十
指定障害福祉サービスの種類	就労継続支援B型
設置者名	株式会社思季
指定年月日	令和五年二月一日
事業所番号	〇四二二二〇二八七
事業所の名称及び所在地	障害者グループホームこころ川崎 柴田郡川崎町大字川内字北川原山五―五
指定障害福祉サービスの種類	共同生活援助
設置者名	医療法人仁泉会
指定年月日	令和五年二月一日
事業所番号	〇四二二二〇二九五
事業所の名称及び所在地	ふくのね村田テレーズホーム 柴田郡村田町大字小泉字沖田前二十五―三
指定障害福祉サービスの種類	共同生活援助
設置者名	一般社団法人ふくのね
指定年月日	令和五年二月一日

○宮城県告示第八十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和五年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二二七〇〇三三八
事業所の名称及び所在地	和泉介護サービス・七ツ森 富谷市ひより台一丁
廃止する指定障害福祉サービスの種類	重度訪問介護
設置者名	株式会社和泉介護サービス
廃止年月日	令和五年一月三十一日

目三十八―九シャイ 二―一ひより台一〇―一
--------------------------

○宮城県告示第八十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和五年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

令和五年二月十七日

○宮城県告示第八十八号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八十九号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画特別用途地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九十号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年二月十七日

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画準防火地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九十一号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年二月十七日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画下水道

2 名称

石巻市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九十二号

石巻市から石巻広域都市計画及び河北都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年二月十七日

一 都市計画の種類及び名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 種類

石巻広域都市計画及び河北都市計画下水道

2 名称

石巻市東部流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九十三号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

令和五年二月十七日

一 組合の名称

海岸通一番二番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年五月二十六日から令和五年三月三十一日まで

三 施行地区

塩竈市海岸通一番の一部、二十六番、三十三番、三十四番、三十五番、三十六番、三十七番、三十九番一、三十九番二、四十番一、四十一番、四十三番、四十四番一、四十五番一、四十六番一、四十七番二、四十八番一、四十九番一、四十九番三、五十番一、五十一番一、五十二番一、六十七番、六十八番、六十九番、七十番、七十一番、七十二番、七十三番、八十六番、八十七番、八十八番、八十九番、九十番、九十一番、九十二番、九十三番、九十四番、九十五番、九十六番、九十七番二、百一番、百二番、百四番、百五番、百六番、百七番、百八番、百九番、百十番、百十一番、百十二番、百十三番、百十四番、百十五番、百十七番、百十八番、百十九番、百二十番、百二十一番、百二十二番、百二十三番、百二十四番、百二十五番、百二十七番、百二十八番、百三十二番、百三十三番、百三十四番、百三十五番、百三十六番、百三十七番、百三十八番、百三十九番、百四十二番、百四十四番、百四十五番、百四十六番、百四十七番、百四十八番、百四十九番、百五十二番、百五十三番、百五十四番、百五十五番、百五十八番一の一部、二百番一の一部及び三・三・百三十二号一 国幹線の一部

四 事務所の所在地

塩竈市海岸通三番十号

五 設立認可の年月日

平成二十七年五月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公 告

六 変更認可の年月日  
令和五年二月十日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
令和五年二月十七日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

塩竈市舟入一丁目十一番二十九

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東京都西東京市北原町三丁目二番二十二号  
株式会社アーネストワン

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
令和五年二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称

宮城県松島町根廻字人笥二十六番二、二十六番  
十八、二十六番二十一、二十六番二十二、四十九  
番一の各一部、五十番一、高城字動伝一二十六番  
二、二十六番十の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県松島町根廻字上山王六番地の二十七  
社会福祉法人 松島町社会福祉協議会